富山県公安委員会告示第　　９７　　号

道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第１０３条の規定による行政処分について公開による聴聞を行うので、同法１０４条の２第２項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和　８　年　１１　月　１６　日

富山県公安委員会
委員長　庵　栄 伸

１　聴聞の期日
令和　８年　１１月　２７日

２　聴聞の場所
富山県富山市新総曲輪１番７号
富山県警察本部　２階　第１会場　聴聞室
第２会場　２０６会議室

富山県公安委員会告示第　97　号

道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第１０３条の規定による行政処分について公開による聴聞を行うので、同法１０４条の２第２項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和 8 年 11 月 16 日

富山県公安委員会
委員長　庵　栄伸

１　聴聞の期日
令和　８年　１１月　２７日

２　聴聞の場所
富山県富山市新総曲輪１番７号
富山県警察本部　２階　第１会場　聴聞室
第２会場　２０６会議室